十四条の十七から第百十四条の二十六まで及び第百十四条の二十八から第百十四条の三十までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間」と読み替えるものとする。

（提出書類の特例）

第三十八条　この省令の規定によって申請書、申出書、請求書又は届出書に併せて提出すべき書類について、連合会が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条において「番号利用法」という。）第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び第六条の改正規定　平成三十一年四月十五日

二　第三条、第四条及び第七条の改正規定　平成三十一年七月一日

（国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

2　国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

「

第十四条の二　［略］	**第十四条の二**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあっては、指定日前三月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。	3　身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあっては、指定日前一月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。ただし、特定存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。
［一～五　略］	［一～五　同上］
［4・5　略］	［4・5　同上］

」を

「

第十四条の二　［略］	**第十四条の二**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあっては、指定日前三月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。	3　身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあっては、指定日前一月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。
［一～五　略］	［一～五　同上］
［4・5　略］	［4・5　同上］

」に改める。

十四条の十七から第百十四条の二十五まで及び第百十四条の二十七から第百十四条の二十九までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間」と読み替えるものとする。

［条を加える。］